

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

A

任意共管事務

2 治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)

事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)											
1 治安対策に関する事務 (防犯ネットワーク支援 など)	都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。	区	○							○治安対策及び安全・安心まちづくりの推進に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。都区の役割分担を明確にし、都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。	都区
		都	○	○			○			○都民・区民の体感治安を向上させ、安全・安心を確保するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な治安対策を推進する必要がある。 ○例えば、不法滞在外国人対策、振り込め詐欺対策等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。 ○また、安全・安心まちづくり、子どもの安全対策等については、区市町村が主体となる様々な取組が都内全域に広がるよう、都は補助事業や技術支援により区を支援する役割を果たす。 ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)		<p style="text-align: center;">< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。</p> <p>(区における実施状況) ○講習会や広報媒体による啓発、地域における協議会の運営、都の補助事業を活用した防犯設備設置助成等を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○都民・区民の体感治安を向上させ、安全・安心を確保するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な治安対策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、不法滞在外国人対策、振り込め詐欺対策等の啓発事業については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○また、安全・安心まちづくり、子どもの安全対策等については、区市町村が主体となる様々な取組が都内全域に広がるよう、都は補助事業や技術支援により区を支援する役割を果たす。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
担当	青少年・治安対策本部		
事 業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	<input type="radio"/>	
	理由	都内全域を通じて都民の体感治安を向上させ、安全で安心して暮らせるまちとするためには、全都的な視点からの取組が必要である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	<input type="radio"/>	
理由	広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。		
評 価	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	<input type="checkbox"/>	
	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	<input type="checkbox"/>	
理由			
価 値	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	<input type="radio"/>	
	理由	人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、治安の維持向上や安全・安心まちづくりをより効果的に推進するためには、都による一体的な取組が必要である。	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	<input type="checkbox"/>	
理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	<input type="checkbox"/>		
理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

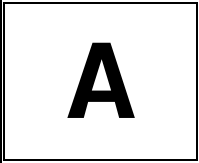
〔区〕

A

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)		< 考え方 > ○治安対策及び安全・安心まちづくりの推進に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、必ずしも都区の役割分担が明確になっているとは言えない。 都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。 ○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。					
担当局	青少年・治安対策本部							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	○	不法滞在外国人対策については、都が広域的な立場で処理することが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容



大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)	
担当	青少年・治安対策本部	
事務の内容	(事務の概要) 都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。	
	(主な事務内容) 1 不法滞在外国人対策 (1)不法就労防止啓発事業(講習・広報等) (2)出国命令制度促進事業(ポスター作成等広報) (3)他局との連携 「留学生・就学生の違法活動防止のための連絡協議会」(生活文化スポーツ局所管)や「水際危機管理対策合同保安訓練」(港湾局所管)等への参加など。 2 振り込め詐欺対策 (1)防犯講話の実施 (2)振り込め詐欺防止の注意喚起(ポスター、リーフレットの作成等) (3)金融機関等との連携による被害防止対策の実施 (4)振り込め詐欺撃退キャンペーンの開催 3 落書き消去啓発事業 4 安全・安心まちづくり (1)推進体制整備(安全・安心まちづくり協議会等) (2)防犯ボランティア活動支援事業 (3)子ども見守りシステムの構築・運用 (4)防犯設備の整備に対する区市町村補助事業 (5)繁華街における体感治安の改善事業 5 子どもの安全対策 (1)地域安全マップづくり推進(ノウハウ提供、作成指導員派遣、教材作成等) (2)通学路等安全対策推進補助 (3)子ども安全ボランティア活動推進(情報提供、腕章・車両ステッカー配布)	
	(関係法令等) 東京都安全安心まちづくり条例	
	(区との連携状況) ○特別区が実施する落書き消去活動を支援している。 ○防犯設備の整備や青色防犯パトロールに使用する自動車に装着する青色回転灯の購入経費等の区市町村補助事業等により安全・安心まちづくりのための区市町村における活動を支援している。 ○子ども自身の犯罪被害防止能力の向上に効果のある「地域安全マップ」づくりを都内の全小学校や地域で実施できる環境を構築することを目指し、区市町村の関係者に対しての指導者育成講座や教員向け研修会の開催、公開モデル授業の実施、指導員の派遣、普及用教材の作成等を行い区市町村における活動支援にあたっている。 ○区市町村が主体的に行う繁華街の安全・安心確保の取組を支援する事業を、平成21年度から3年間の計画で実施している。	
	(その他)	
	(都における事務処理の状況) 平成20年度実績 1(1)不法就労防止啓発事業 不法就労防止啓発講習(133回、対象約18,000事業者)等 2(2)出国命令制度促進事業 ポスター及びチラシ(6か国語)の都営バス車内、ハローワーク等への掲示 2(2)振り込め詐欺防止の注意喚起 医療費還付金詐欺に対する注意喚起ポスターの医療機関への掲出(約25,000箇所)等 3(3)金融機関との連携による被害防止対策の実施 「振り込め詐欺官民緊急対策会議」の設置・開催(2回)、「振り込め詐欺撲滅月間」(10月、2月)等 3 落書き消去啓発事業 落書き消去活動実施地域(足立区梅田、新宿区百人町、池袋駅周辺等計14回) 4(2)防犯ボランティア活動支援事業 ボランティアの集い(2回) 4(4)防犯設備の整備に対する区市町村補助事業	
	対象事業	地域団体が設置する防犯設備(防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等)
	補助率	対象経費の3分の1以内、区市町村と同額以下(補助金の額は原則として3,000,000円を限度)
	実績(平成20年度)	14区市 32団体
	5(1)地域安全マップづくり推進 教員向け研修会等(計8回)、作成指導員派遣(243件)、教材作成(DVD2,000枚等) 2(2)通学路等安全対策推進補助	
対象事業	青色回転灯装着経費補助(区市町村部) (回転灯装着経費、塗装費、音声拡声装置等)	
補助率	対象経費の2分の1以内(@36,000×2分の1)	
実績(平成20年度)	9区市 33台(庁有車16台・地域団体17台)	
3(3)子ども安全ボランティア活動推進 子ども安全ボランティアデー(2回)、腕章配布(10,000枚)		

検討対象事務評価シート

A

任意共管事務

3 青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)											
1 青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)	青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行う。	区	○							<p>○青少年の非行防止や健全育成等に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。都区の役割分担を明確にし、都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○			○			<p>○青少年の自立性と社会性を育成するための環境を確保するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な青少年施策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、心の東京革命の推進をはじめとする青少年施策の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○また、立入調査、行政指導等は、青少年の健全な育成に資する一定水準の環境を確保するために行うものであり、各区による個別の取組では目的が十分に達せられないため、都が統一的に実施する必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)	
担当	青少年・治安対策本部	
事 業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 青少年の自立性と社会性を育成する環境を、都内全域を通じて確保するためには、全都的な視点からの取組が必要である。特に、立入調査、行政指導等については、青少年の健全な育成に資する一定水準の環境を確保するため、都が統一的に実施する必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
業 評	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
チェック	理由 人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、青少年の自立性と社会性を育成する環境を確保するためには、都による一体的な取組が必要である。	
○		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >						
<p>(事業趣旨・概要) ○青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○広報媒体による啓発、地域における協議会の運営、都との連携による「心の東京革命の推進」などがある。</p> <p>(役割分担のあり方) ○青少年の自立性と社会性を育成するための環境を確保するためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な青少年施策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、心の東京革命の推進をはじめとする青少年施策の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○また、立入調査、行政指導等は、青少年の健全な育成に資する一定水準の環境を確保するために行うものであり、各区による個別の取組では目的が十分に達せられないため、都が統一的に実施する必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

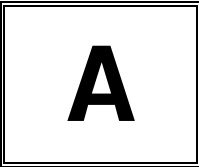
A

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)	
担当局	青少年・治安対策本部	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	青少年健全育成条例やデートクラブ営業等の規制に関する条例の運用については、警視庁との連携及び広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >	<p>○ 青少年の非行防止や健全育成等に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。</p> <p>現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、必ずしも都区の役割分担が明確になっているとは言えない。</p> <p>都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○ 都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">◎ 都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">◎ 区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">◎ 保</td> </tr> </table>		総合評価			◎ 都	◎ 区	◎ 保
総合評価							
◎ 都	◎ 区	◎ 保					

検討対象事務の内容



大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名	青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)					
担当	青少年・治安対策本部					
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行っている。</p> <p>1 青少年施策の普及・啓発 (1)普及・啓発(施策のあらましの発行、青少年育成者研修、区市町村職員研究協議会等) 2 若年者自立支援 (1)ひきこもり対策(相談、NPO実態調査・自立支援プログラム事業、連絡調整会議、普及啓発等) (2)ひきこもり等防止対策事業(自立支援調査研究、モデル事業の実施、マニュアル等の作成) (3)若者の非社会的行動に係る対策事業(若者総合相談の開設・運営) (4)非行少年立ち直り支援(保護司活動支援協議会、ワンストップセンター事業、区市町村モデル事業、ガイドブックの作成、協力雇用主制度普及・啓発等) 3 青少年健全育成の推進 (1)青少年健全育成審議会運営(優良映画等の推奨・不健全図書等の指定等) (2)青少年健全育成条例の運用(書店・深夜営業施設等立入調査、功労者表彰・感謝状贈呈、有害広告物行政指導等) (3)デートクラブ営業等規制条例の運用(環境改善活動、普及啓発等) (4)青少年健全育成協力員制度(区市町村推薦等約1,000人、書店等への環境浄化活動、都への報告等) 4 子ども応援協議会の活動推進 (1)子ども応援協議会運営(都、区市町村、教育関係者、事業者関係団体等) (2)中学生の職場体験(㊦23区26市8町村で実施、業界団体・区市町村等と推進協議会設置) (3)万引防止の対策(防犯関係者・行政関係者等と連絡協議会運営、啓発活動実施) (4)心の東京革命の推進 ①推進会議の運営(都・区市町村・青少年育成協議会等) ②関係団体等と連携した運動の展開(統一的行動、推進モデルの指定、活動モデル団体の表彰、アドバイザー育成活用、心の東京塾、出前講演会等) ③あいさつ運動の全都展開(挨拶フェスタの実施、チャレンジプロジェクトの実施、あいさつキャラバン隊の派遣等) ④地域青少年健全育成支援事業補助(区市町村補助、㊦20区市町) ⑤インターネット対策の推進(利用環境の整備、フィルタリング推奨の協力要請、家庭のルール作りの普及、東京子どもネット・ケータイヘルプデスクの開設) (5)早期からの「しつけ」後押し(ぼしあーも)の実施</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>【20年度実績】</p> <p>3(1)＜青少年健全育成審議会実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健全育成審議会 12回 ○優良映画の推奨 8本 ○不健全図書等の指定 36冊 <p>3(2)＜青少年の健全な育成に関する条例に基づく立入調査実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○書店・コンビニ 336店 ○ビデオ・ゲームソフト店 96店 ○古書店 86店 ○ボウリング場等 8館 ○カラオケボックス 23館 ○まんが喫茶・インターネットカフェ 42館 ○雑誌等自動販売機 127台 <p>4(4)② 心の東京塾 84回 受講者1,439人、出前講演会 21回</p> <p>4(4)④＜地域青少年健全育成支援事業補助実績＞</p> <table border="1" data-bbox="1146 965 1630 1029"> <tr> <td>対象事業</td> <td>20事業</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>28.5%</td> </tr> </table> <p>4(4)⑤＜家庭のルール作りの普及＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○eメディアリーダーの養成 34名 ○フェシリテーター養成講座 4回 ○ファミリーeルール講座 37回 ○出前講演会 13回 	対象事業	20事業	補助率	28.5%
	対象事業	20事業				
補助率	28.5%					
内容	<p>(関係法令等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都青少年の健全な育成に関する条例 ○東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(警視庁との共管条例) <p>(区との連携状況)</p> <p>青少年主管担当課長会、区市町村職員研究協議会などにおいて、情報交換、討議を行う中で相互の交流を図るとともに、青少年問題等に対する理解と認識を深めながら対応している。</p> <p>(その他)</p> <p>子ども・若者育成支援推進法が平成21年7月に公布され、1年以内に施行されることとされている。</p>					

検討対象事務評価シート

A

任意共管事務

4 交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)										考 え 方	総合 評価
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段		
<p>1 交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)</p>		区	○							<p>○交通安全対策に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。都区の役割分担を明確にし、都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
<p>1 交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)</p>	<p>都内の区域における陸上交通安全に関する施策を、長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を推進している。</p>	都	○	○		○					<p>○都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な交通安全対策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、放置自転車対策や交通安全対策の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○また、集中的な渋滞対策については、その性質上、交通の流れや道路ネットワークを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠であり、都が警視庁等と一体となって進める必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)	
担当	青少年・治安対策本部	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 都内全域を通じた交通安全対策を総合的に推進するため、広域的な視点からの取組が必要である。特に、集中的な渋滞対策については、交通の流れや道路ネットワークを考慮した、各区の区域にとられない広域的な視点からの対応が不可欠である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、交通安全対策をより実効性のあるものとするためには、都による一体的な取組が必要である。	
○		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >						
<p>(事業趣旨・概要) ○陸上交通の安全に関する施策を長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を進めている。</p> <p>(区における実施状況) ○都との密接な連携の下で、様々な取組が実施されている。</p> <p>(役割分担のあり方) ○都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な交通安全対策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、放置自転車対策や交通安全対策の普及啓発については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○また、集中的な渋滞対策については、その性質上、交通の流れや道路ネットワークを考慮した、各区の区域にとられない広域的な視点からの対応が不可欠であり、都が警視庁等と一体となって進める必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価						
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

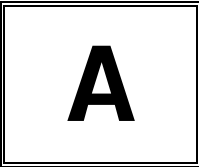
A

大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)	
担当局	青少年・治安対策本部	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	都全域を対象とした交通安全対策の総合調整や集中的な渋滞対策については、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >	<p>○交通安全対策に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。 現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、必ずしも都区の役割分担が明確になっているとは言えない。 都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">(都)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">(区)</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>		総合評価			(都)	(区)	保
総合評価							
(都)	(区)	保					

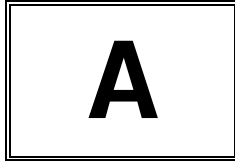
検討対象事務の内容



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名	交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)			
担当	青少年・治安対策本部			
事 務 の 内 容	(事務の概要)		(都における事務処理の状況)	
	都内の区域における陸上交通の安全に関する施策を長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を進めている。		平成20年度実績	
	(主な事務内容)			実績等
	<p>1 交通安全対策の総合調整</p> <p>(1)首都交通対策協議会の運営</p> <p>2 交通安全対策の普及啓発</p> <p>(1)区市町村の交通安全教育担当者に対する実務講習会</p> <p>(2)春・秋の全国交通安全運動等の実施</p> <p>(3)参加・体験型交通安全教育の実施</p> <p>(4)飲酒運転根絶対策の推進</p> <p>3 放置自転車対策の推進</p> <p>(1)放置自転車対策の推進(駅前放置自転車クリーンキャンペーン、放置自転車等の実態調査等)</p> <p>(2)自転車の安全利用の推進</p> <p>4 自動二輪車駐車場対策</p> <p>(1)自動二輪車駐車場整備促進検討会</p> <p>5 集中的な渋滞対策「ハイパススムーズ作戦」</p> <p>(1)ITS等新技术を活用した交通流円滑化(信号制御の高度化・最適化、交通の誘導による交通需要の分散化など)</p> <p>(2)荷さばき対策(既存コインパーキングの利用等)</p> <p>(3)駐車場等の有効利用(駐車場誘導案内の拡充、客待ちタクシー対策など)</p> <p>(4)道路施設の改善(車線構成見直し、信号表示時間調整、右左折レーン設置など)</p> <p>(5)渋滞対策の普及・啓発(広報キャンペーン等)</p>		<p>1-1) 首都交通対策協議会</p> <p>2-1) 区市町村担当者実務講習会</p> <p>2-2) 全国交通安全運動等</p> <p>2-3) 参加体験型交通安全教育</p> <p>2-4) 飲酒運転根絶対策</p> <p>3-1) 放置自転車対策</p> <p>3-2) 自転車安全利用対策</p> <p>4-1) 自動二輪車駐車場整備促進検討会</p> <p>5-1) ITS等新技术を活用した交通流円滑化</p> <p>5-2) 荷さばき対策</p> <p>5-3) 駐車場等の有効利用</p> <p>5-4) 道路施設の改善</p> <p>5-5) 渋滞対策の普及・啓発</p>	<p>安全部会1回、幹事会2回実施など</p> <p>2回実施</p> <p>春秋各1回、年末にTOKYO交通安全キャンペーン実施</p> <p>シートベルト体験車98回、歩行者教育システム42回実施</p> <p>秋、年末、春各1回キャンペーン実施</p> <p>駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施</p> <p>自転車安全利用TOKYOキャンペーン実施</p> <p>検討会5回実施、アクションプログラム作成配布</p> <p>需要予測信号整備(1路線)など</p> <p>路外荷さばきに関する実態調査実施</p> <p>客待ちタクシー対策実証実験実施</p> <p>交差点改良工事着手(1箇所)</p> <p>広報キャンペーン2回、PRパネル展1回実施など</p>
	(関係法令等)			
交通安全対策基本法、東京都交通安全対策会議条例、各種会議等設置要綱				
(区との連携状況)				
各区交通安全対策主管課との密接な連携のもとで、各種会議、普及啓発事業等を実施している。				
(その他)				

検討対象事務評価シート



任意共管事務

8 公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務											
1 公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務	公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援に関する事務、法人に対する指揮監督に関する事務を行う。	区	○						○	<p>○公立大学法人首都大学東京の業務の評価などに関する事務であり、設立団体である地方公共団体が行うこととされている事務である。当該公立大学法人の施設は、都内に広域的に立地しており、東京都が設立団体であることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○	○	○					<p>○公立大学法人首都大学東京は、都民の高等教育機会の保障、都の大都市課題の解決への貢献及びこれらを通じた都民の生活・文化の向上を目的としている。都が法人を設立・支援することにより、必要な人材や設備、他の教育研究機関や産業界との連携が効果的に確保され、その目的がより確実に実現できる。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>総務局</td> </tr> </table>	事業名	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務	担当	総務局	<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○公立大学は、大学の持つ一般的な目的に加え、地域における高等教育の機会を提供するとともに、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担っている。</p> <p>○大学及び高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京は、地方独立行政法人法に基づき都が設立した法人であり、都は、法律により設立団体に義務付けられた中期目標の策定、業務実績評価及び議会への報告のほか、運営費交付金等の財源措置や派遣職員の人員措置を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○公立大学法人の設立・支援を行っている特別区はない。</p> <p>○特別区が公立大学法人の設立・支援を行うことについて、法令上の制約はない。</p> <p>(役割分担のあり方) ○公立大学法人首都大学東京は、都民の高等教育機会の保障、都の大都市課題の解決への貢献及びこれらを通じた都民の生活・文化の向上を目的としている。都が法人を設立・支援することにより、必要な人材や設備、他の教育研究機関や産業界との連携が効果的に確保され、その目的がより確実に実現できる。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>
事業名	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務					
担当	総務局					
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 都民の生活及び文化の向上に寄与することを目的とし、学生が都全域及び都外に及ぶ大学等を設置する法人であるため、その設立・支援は都が担う必要がある。					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 公立大学法人首都大学東京の設立目的に鑑み、高度で広範な専門学術の教育研究に要する人材や設備を確保するためには、都が担う必要がある。					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 法人に対する十分な財源及び人員の措置が必要であり、また、大規模な施設が多摩地域に置かれているため、特別区が担うことは困難である。					
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 公立大学法人首都大学東京の設立目的に鑑み、他の教育研究機関や産業界との幅広い連携を確保するためには、都が担う必要がある。					
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由					
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由					
評価	総合評価					
	都	区				
	保					

検討対象事務評価個票

〔区〕

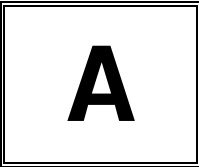
A

大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務		< 考え方 > ○公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援、指揮監督に関する事務であり、設立団体である地方公共団体が行うこととされている事務である。 当該公立大学法人の施設は、八王子市に所在する首都大学東京をはじめ、特別区の区域を超えて都内に広域的に立地しており、東京都によって設立された公立大学法人であることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。
担当局	総務局		
事 業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	公立大学法人首都大学東京が運営する大学等の施設は、特別区の区域を超えて都内に広域的に立地しているため、都が広域的な立場から処理する必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	○	地方独立行政法人法において、設立団体の長が当該公立大学法人の業務の評価などに関する事務を行うこととされている。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 8 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務	
担当	総務局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援に関する事務、法人に対する指導監督に関する事務を行っている。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人との連絡調整・議会対応 2 法人の主たる財源である運営費交付金及び施設費補助金の交付 3 東京都地方独立行政法人評価委員会(公立大学分科会)の運営 <委員会の概要> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・法人役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出 4 法人と各局の連携を図ることを目的とした連携施策推進会議を運営 	<p><公立大学法人首都大学東京⑰～></p> <ul style="list-style-type: none"> ○首都大学東京の設置運営(⑰～、都立大・保科大・短大・科技大を統合して移管) ○産業技術大学院大学の設置運営(⑱～) ○都立産業技術高専の設置運営(⑳～、都立工業工専・航空工専を統合して移管) <p><首都大学東京との連携施策の実績></p> <p>15局46事業を実施(平成20年度)</p> <p><事業例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア大都市ネットワーク21参加事業(シンガポール)<知事本局と首都大学東京> ・平成20年度東京都科学技術週間「都庁行事」「特別行事」の開催<総務局と首都大学東京> ・情報化推進リーダー研修<総務局と産業技術大学院大学> ・フリーター等若年者就業支援事業<産業労働局と産業技術高等専門学校> <p><運営費交付金及び施設費補助金の交付実績></p> <p>運営費交付金交付実績(平成20年度) → 16,545,226千円</p> <p>施設費交付金交付実績(平成20年度) → 3,085,517千円</p>
	<p>(関係法令等)</p> <p>地方独立行政法人法</p>	
	<p>(区との連携状況)</p>	
	<p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

A

任意共管事務

9 防災管理に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 防災管理に関する事務											
1 防災管理に関する事務	危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査などの事務を行う。	区	○							<p>○防災施策の展開に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。都区の役割分担を明確にし、都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○			○			<p>○大規模な災害の発生に備え、その被害を最小限に抑えるためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な災害対策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、防災に係る調査については、行政区域を超えて広範囲に被害の及ぶ地震の原因、被害想定等を調査・研究するものであり、都が広域を対象として実施する必要がある。</p> <p>○また、都民・区民に対する防災広報については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○なお、災害対策基本法等において、都道府県と市町村の有する責務が規定されており、都区の役割分担はこれらの規定に応じたものである。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>防災管理に関する事務</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>総務局</td> </tr> </table>	事業名	防災管理に関する事務	担当	総務局	<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○大規模な災害の発生に備え、その被害を最小限に抑えるため、危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査に関する事務などを行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○全区において区民を対象とした取組を行っている。</p> <p>(役割分担のあり方) ○大規模な災害の発生に備え、その被害を最小限に抑えるためには、都は広域的な立場から都内全域を通じた取組を行い、区は地域の実情に応じた住民に身近な取組を行うことにより、都区が連携して総合的な災害対策を推進する必要がある。</p> <p>○例えば、防災に係る調査については、行政区域を超えて広範囲に被害の及ぶ地震の原因、被害想定等を調査・研究するものであり、都が広域を対象として実施する必要がある。</p> <p>○また、都民・区民に対する防災広報については、都区がそれぞれの立場から重層的に行うことにより、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>○なお、災害対策基本法等において、都道府県と市町村の有する責務が規定されており、都区の役割分担はこれらの規定に応じたものである。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>		
事業名	防災管理に関する事務							
担当	総務局							
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 行政区域を超えて広範囲に被害の及ぶ大規模な災害に備え、都民の被害を最小限に抑えるためには、全都的な視点に立った取組が必要である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="radio"/> 理由 人口や業務・居住機能が高度に集積し、市街地が連たんしている特別区の区域において、災害対策をより有効なものとするためには、都による一体的な取組が必要である。							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/> 理由							
評価		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

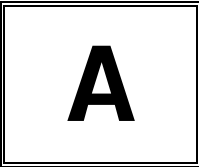
〔区〕

A

大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	防災管理に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○防災施策の展開に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、必ずしも都区の役割分担が明確になっているとは言えない。</p> <p>都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
	担当局	総務局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック		理由						
	○		都全域を対象とした自然災害等の危機に関する情報の収集分析や対応策の立案などの防災施策の展開は、都が広域的な立場で処理することが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック		理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック		理由						
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック		理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック		理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック		理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック		理由							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容



大区分 9 中区分 1 小区分 (1)

事業名	防災管理に関する事務	
担当	総務局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査に関する事務などを行っている。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○防災に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震による東京の被害想定に関する調査(平成17年度調査、平成18年度公表) ・東京における直下地震の被害想定に関する調査(平成6～8年度調査、平成9年度公表)など
	<p>(主な事務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務 2 防災に係る調査に関する事務 3 都民に対する防災広報に関する事務 防災展、危機管理産業展(東京ビッグサイト)への出展、防災パンフレットの作成など 4 災害発生時の応急対策事務 5 防災行政無線に関する事務 6 首都圏の防災・危機管理に関する事務 八都県市において「地震防災・危機管理対策部会」を組織し、対策の具体化を図る。 7 東京都事業継続計画の推進 8 新型インフルエンザ対策 	<p>○防災広報及び普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災展の開催(新宿駅西ロイイベントコーナー、約40,000人来場) ・危機管理産業展への出展(東京ビッグサイト) ・立川防災航空祭への参加(陸上自衛隊立川駐屯地) ・区市町村防災担当実務者講習会(東京都防災センター) ・防災パンフレット等の作成 「東京都の防災対策の手引き」(日本語版・英語版) 「みんなの防災ガイドブック」(音声コード付)など ・防災市民組織リーダー研修会 ・防災広報パネルの作成 ・街頭大画面ビジョンによる情報提供 ・電話帳を活用した情報提供 ・東京都防災ホームページによる情報提供 ・防災広報ビデオ等の貸出し <p>○防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都防災行政無線再整備計画 平成15年4月 再整備開始 平成19年1月 再整備完了 ・設備の現状 固定無線局 339局 移動無線局 556局 <p>○防災訓練等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害・土砂災害を想定した情報連絡訓練(平成20年6月) ・中央区及び江東区と合同の総合防災訓練(平成20年8月) ・八丈町及び青ヶ島村と合同の噴火及び津波災害を想定した島しょ訓練(平成20年10月) ・大規模テロ災害対処訓練(平成20年11月) ・国及び八都県市合同の首都直下地震を想定した図上訓練(平成21年1月) ・風水害を想定した情報連絡訓練(平成21年6月) ・東海地震を想定した情報連絡訓練(平成21年7月) ・世田谷区及び調布市と合同の総合防災訓練(平成21年8月) ・大規模テロ災害訓練(図上)(平成21年11月)
	<p>(関係法令等)</p> <p>災害対策基本法</p>	<p>○ターミナル駅滞留者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 北千住駅(足立区)、新宿駅(新宿区) ・平成20年度 品川駅(港区)、池袋駅(豊島区)
	<p>(区との連携状況)</p> <p>(その他)</p>	

検討対象事務評価シート

A

任意共管事務

11 人権対策に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 人権対策に関する事務											
1 人権対策に関する事務	都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などを行う。	区	○							<p>○人権施策の展開に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。都区の役割分担を明確にし、都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p>	都区
		都	○	○			○			<p>○日本の首都であり世界有数の国際都市である東京には、様々な文化や価値観、ライフスタイルを持った人々が数多く集まり活動していることから、人権意識も複雑・多様化し、様々な問題が生じている。このような状況の中では、人権対策は、都に止まらず国や区市町村を含め重層的に取り組む必要がある。</p> <p>○特に同和問題については、都は「同和問題解決のための取り組みに関する基本方針」に基づき、差別意識の解消に向けた教育と啓発を主たる課題として、一般対策において同和問題の早期解決に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>○当該事務は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務に関する規定に基づき、都及び区がそれぞれの立場で取り組むべきものであり、必要な施策を実施しなければならない。都は引き続き区市町村と連携しながら、広域的に取り組む必要がある。</p> <p>○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

A

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	人権対策に関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>(事業趣旨・概要) ○都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などを行い、人権施策を総合的に推進している。</p> <p>○また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向け、関係機関及び関係団体との連絡調整等を行っている。</p> <p>(区における実施状況) ○各区はそれぞれの地域の実情を踏まえ、必要な人権啓発に関する施策を実施している。</p> <p>(役割分担のあり方) ○日本の首都であり世界有数の国際都市である東京には、様々な文化や価値観、ライフスタイルを持った人々が数多く集まり活動していることから、人権意識も複雑・多様化し、様々な問題が生じている。このような状況の中では、人権対策は、都に止まらず国や区市町村を含め重層的に取り組む必要がある。</p> <p>○特に同和問題については、都は「同和問題解決のための取り組みに関する基本方針」に基づき、差別意識の解消に向けた教育と啓発を主たる課題として、一般対策において同和問題の早期解決に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>○当該事務は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務に関する規定に基づき、都及び区がそれぞれの立場で取り組むべきものであり、必要な施策を実施しなければならない。都は引き続き区市町村と連携しながら、広域的に取り組む必要がある。</p> <p>(役割分担の見直しの必要性) ○都区において既に上記の適切な役割分担がなされており、都区の役割を見直す必要はない。</p>						
	担当	総務局							
事		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 都民一人ひとりの人権が尊重される社会を、都内全域を通じて実現するためには、全都的な視点に立った取組が必要である。							
	○								
		(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由 広域的な施策展開が必要であり、各区による個別の取組だけでは高い事業効果が期待できない。							
○									
業		(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由							
	○								
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由							
○									
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 日本の首都であり世界有数の国際都市である東京における人権意識は複雑・多様化しており、様々な課題を解決するためには、各区による個別の取組だけでなく、都による一体的な取組が必要である。							
	○								
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック	理由							
○									
価		(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	チェック	理由							
○									
			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

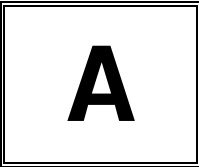
A

大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	人権対策に関する事務	
担当局	総務局	
事業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	都全域を対象に実施されている人権施策の立案・調整、広域的活動を行う団体への対応、広域的施設である東京都人権プラザの運営などは、都が広域的な立場で処理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

＜ 考え方 ＞								
<p>○人権施策の展開に関する事務であり、都と特別区がそれぞれ広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携・調整しながら実施すべき事務である。現在都が行っている事務は、基本的には広域的な施策展開を要するものと考えられるが、必ずしも都区の役割分担が明確になっているとは言えない。</p> <p>都でなければ担えないものを除き、特別区が地域の実情に応じて実施することを基本に見直しを行う方向で検討すべきである。</p> <p>○都区間の具体的な役割分担については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務の内容



大区分 11 中区分 1 小区分 (1)

事業名	人権対策に関する事務	
担当	総務局	(都における事務処理の状況)
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などを行っている。</p> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 総合的な人権施策の推進 (1)人権施策推進に係る総合調整 (2)「東京都人権施策推進指針」に基づく人権施策の推進 (3)人権に係る情報、資料などの収集・提供 (4)人権問題に係る普及啓発(人権フォーラムの開催、啓発冊子等の作成・配布) (5)人権問題に係る相談・連携 (6)人権問題の研修 (7)犯罪被害者等支援の推進(東京都犯罪被害者等支援推進計画の策定・進行管理、総合相談窓口の開設・運営)</p> <p>2 同和問題解決のための取組 (1)同和問題に係る総合調整 (2)運動団体との連絡協議(同和問題に関する連絡協議会の設置) (3)一般対策における適切な対応 (4)他府県との連絡協議(全国人権同和行政促進協議会への参加)</p> <p>3 東京都人権プラザの運営(指定管理者:(財)東京都人権啓発センター) 人権に関する普及啓発、情報・資料の収集、相談</p> <p>4 (財)東京都人権啓発センターの運営に対する費用補助等 <東京都人権啓発センターの概要> ・普及啓発(人権啓発行事、人権啓発映画会) ・講演・研修・相談 ・情報収集、調査研究 ・出版物の発行</p>	<p>都における主な人権対策事業 平成20年度実施状況</p> <p>【人権施策の推進にかかる総合調整】 ◇「東京都人権施策推進指針」の進行管理 ◇同和問題にかかる庁内総合調整</p> <p>【人権関係会議体の運営】 ◇「犯罪被害者等支援推進会議」の開催 ◇「犯罪被害者等支援を進める会議設置準備会議」の開催 ◇「同和問題に関する連絡協議会」の開催</p> <p>【人権相談等事業の実施】 ◇人権相談事業の実施 ◇犯罪被害にあわれた方々を支援する東京都総合相談窓口の運営 ◇犯罪被害者支援施策の実施</p> <p>【啓発イベントの実施】 ◇人権週間行事「講演と映画の集い」の実施(5月9日 銀座プロッサム) ◇人権啓発フェスティバルの実施(8月23日・24日 都民広場外) ◇人権週間行事の実施 ・「講演と映画の集い」(12月1日 武蔵野市民会館) ・「トーク&コンサートと映画の集い」(12月10日 CCレモンホール) ◇犯罪被害者週間行事「犯罪被害者等シンポジウム」の実施(11月21日) ◇北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事の実施 ・「写真パネル展」(12月7日～13日 都政ギャラリー) ・「講演会・シンポジウム」(12月7日 都民ホール) ◇「北朝鮮による拉致被害者救出のための集い」の実施(8月10日 都民広場) ◇「『拉致被害者救出運動』の写真パネル展」(1月21日～24日 ビッグサイト)</p> <p>【放送による啓発】 ◇テレビ特別番組の放送(本放送12月1日/再放送3回) ◇テレビスポット、ラジオスポット放送(12月4日～10日)</p> <p>【冊子等による啓発】 ◇啓発冊子の印刷・配付 ・「みんなの人権」 ・「明るい社会をめざして」 ◇啓発リーフレットの作成 ・アイヌの人々の人権 ・外国人の人権 ・インターネットと人権 ・犯罪被害者等の人権 ・犯罪被害者等にかかる窓口一覧 ・企業と人権 ◇ホームページ「じんけんのとびら」の運営 ◇ラッピングバス広告の実施(11月1日～12月31日)</p> <p>【研修・講演会等の実施】 ◇東京都職員研修所「人権同和・問題科」への講師派遣 ◇犯罪被害者等支援講演会及び研修の実施 ◇えせ同和行為排除講演会の実施</p> <p>【監理団体の指導・育成】 ◇東京都人権プラザの管理・運営 ◇(財)東京都人権啓発センターの指導・育成</p> <p>【他団体との連携】 ◇「全国人権同和行政促進協議会」への参加 ◇「人権施策推進都区連絡会」、「人権施策推進都市町村連絡会」の開催</p>
内容	<p>(関係法令等)</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)」 「東京都人権施策推進指針」(平成12年11月)</p> <p>(区との連携状況)</p> <p>◇「人権施策推進都区連絡会」の開催 ◇「人権侵害事件に対する取組についての申合せ」に基づく人権侵害事件への対応</p> <p>(その他)</p>	